

# 赤崎小学校 いじめ防止基本方針

平成31年2月19日 改定

## ＜前文＞

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくするためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、自分のよさや友だちのよさに気づき、互いの違いを認め合いながら助け合うとともに、身近な生活の不合理的に気づき、正しいことを勇気をもって行動できる児童の育成に努めます。
- (2) 本校は、「いじめは、人間として絶対してはならない、許されない行為である」ことを教職員・児童の共通認識とし、「いじめは、起こさない、放任しない」学校づくりに努めます。
- (3) 本校は、「いじめは、どの学校でも起こりうる」という危機認識の立ち、児童が安心して学校生活を送れるよう、市、市教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携し、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的な取組

### (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

#### ○ほめて伸ばす

児童の一人一人の能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を推進することにより、自他のよさに気づき、互いに認め合う人間力を高めていきます。

#### ○人権教育の推進

いけないこと、よくないことなどに関して知的理解にとどまらず、人権教育推進計画・年間指導計画を作成、指導内容や指導方法の改善・工夫を図り、人権感覚の育成を推進し、自他を大切にする児童の育成に努めます。

#### ○体験活動の推進

地域の方々や他校児童との交流、縦割り活動や地域行事への参加など、人との触

れ合い、仲間づくりの機会を積極的に取り入れ、他を尊重し、思いやりの心をもって行動できる児童の育成に努めます。

○道徳教育の充実

道徳の時間を要として、心のノート、私の夢カルテ、文部科学省読み物資料集を活用するとともに、各学年の指導重点項目を設定し、礼儀正しく、あいさつができる児童、自他を大切にする児童、自分の力で判断し行動できる児童の育成に努めます。

○発達段階に応じた規範意識の醸成

発達段階に応じて、規範意識等の醸成に努めるとともに、機会を捉え、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を行います。

## (2) いじめ防止基本方針

○いじめ防止等の対策に係る基本的な方針を定め、いじめ防止に努めます。

○いじめの防止等の取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

## (3) いじめの未然防止

○わかる授業づくり

少人数学級の特性を生かし、一人一人の能力を引き出し個に応じた決め細やかな指導・支援をとおして、わかりやすい授業づくりに努めます。そのために授業公開や授業改善のための研修を行います。

○仲間づくりの推進

身近な問題に気づき、児童自身が自ら問題を解決していこうとする仲間づくりを構築し、自他を大切にし、児童が安心して過ごせる居心地のよい学級づくり学校づくりに努めます。

○家庭・地域との連携

日頃から、いじめ防止に関する取組等について、家庭・地域に積極的に公表・発信するとともに保護者・地域の方からの情報に耳を傾け、三者が協同でいじめを防止する開かれた学校づくりに努めます。

○インターネットや携帯電話などに関する指導

インターネットや携帯電話などの正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、地域の方々や保護者に対しても情報モラル等の理解と啓発に努めます。

○児童の特性を踏まえた適切な支援

特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

## (4) いじめの早期発見

○自己チェックの活用

児童に自分自身の生活を振り返らせることにより（自己チェック表の活用）、学級担任が記述内容等を把握し（友だち関係・暴力行為等の把握）、いじめの早期発見に努めます。

○きめ細かな観察

朝の健康観察をはじめ、それぞれの場面（授業時、休み時間、給食時、清掃時、登下校時等）について、多くの職員で児童の心身の健康状態等を観察し、いじめの早期発見に努めます。

○生活アンケートの実施

6月、10月に生活アンケート（学校は楽しいか、困っていることはないか、困っている友だちはいないか等）を実施し、児童の実態を把握し、児童理解やいじめ等の防止に努めます。

○教育相談体制の充実

生活アンケートを実施した後に、全児童を対象に教育相談を実施するとともに、相談ポストを設置して、児童理解やいじめ等の防止に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施と地域との連携

学校だよりや学校ホームページで学校の状況や願いを家庭や地域の方々に発信するとともに、毎日の登下校でお世話になっている見守り隊の方、交流会等に参加していただいた地域の方々と情報交換を行うとともに、保護者に対していじめアンケートを実施したり、気がかりな点については電話連絡、家庭訪問を積極的に行ったりして、いじめ等の発見のために家庭や地域との連携を密にしていきます。

## （5）いじめの事案対処

○いじめサポート班による対応

校内でいじめが発見された場合は、学級担任等特定の教職員が抱え込み対応するのではなく、チーム（いじめサポート班）が、被害児童を守り、解決に向けて対応案を練り、組織的に対応にあたります。

○いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、児童の安全を確保するとともに、心のケアを行い、詳細で正確な事実確認を行った上で、いじめを受けた側、加害者側に適切な指導等を行います。

○外部機関等との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家や、さらに、警察や児童相談所、民生児童委員、医療機関等の関係機関と連携して早期解決に向けた最善の方法を講じます。

## （6）いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされて場合とします。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視します。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長は、被害児童本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

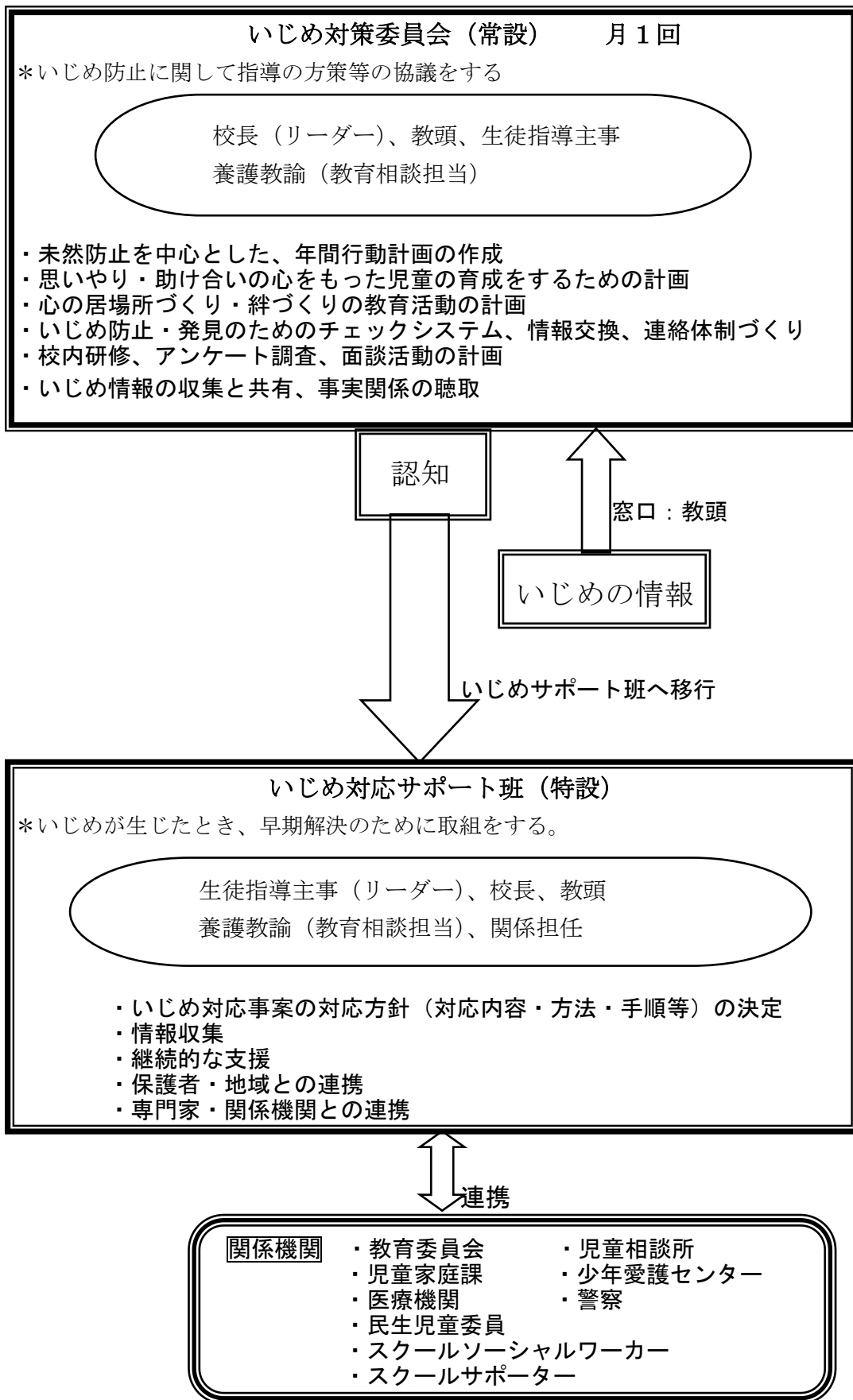
いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童について、日常的に注意深く観察します。

#### **(7) いじめによる重大事態への対処**

- いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「学校を長期欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、次のような対処を行います。
- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### 4 いじめの防止等のための組織

##### いじめ対策委員会・いじめ対応サポート班の設置



## 5 いじめ対策の年間行動計画〔4～3月〕

※毎月第4週月曜日…いじめ対策委員会実施（状況把握）する。

※毎月第2・4月曜日の帰りの会にいじめ自己チェックを行う。

※月1回（2週目）に教員チェックを行い、終礼で共通理解を図る。

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>(いじめ対策委員会・対応サポート班)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針確認</li> <li>・年間行動計画策定(職員会議)</li> <li>・基本方針等共通理解(P T A総会)</li> <li>・基本方針の説明</li> </ul> <p>(校内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導計画</li> </ul>	<p>学級開き 学級目標の設定(仲間づくり)</p> <p>・朝読書の開始&lt;読み聞かせ・全校読書&gt;</p> <p>委員会活動開始・リーダー育成</p> <p>縦割り班活動(鼓笛隊・一輪車・応援練習開始)</p> <p>・全校道徳・振り返り(生活の見直しと具体的な取組設定)</p>					
5月	<p>(校内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育・人権教育</li> </ul> <p>(いじめ対策委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート、教育相談の計画</li> <li>・アンケート、教育相談の結果・対応</li> </ul> <p>(職員会議・P T A実行委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校方針の説明</li> </ul>	<p>体育大会練習(リーダー育成と協力・助け合い)</p> <p>奉仕作業(体験活動・仲間づくり・リーダー育成)</p> <p>P T C合同体育大会</p> <p>(地域の方との触れ合い・絆、助け合い協力、リーダーの存在感・達成感)</p> <p>全校遊び(リーダー育成 触れ合い 助け合い)</p> <p>・全校道徳・振り返り(生活の見直しと具体的な取組設定)</p>					
6月	<p>(いじめ対策委員会 対応サポート班)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果・対応</li> </ul> <p>(授業研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業改善と学習ルール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケートの実施アンケート実施後の教育相談</li> <li>・学校訪問(複式授業 全学級)</li> <li>・海浜清掃(体験活動、助け合い、リーダーの存在感)</li> </ul> <p>全校遊び(リーダー育成 触れ合い 助け合い)</p> <p>・全校道徳・振り返り(生活の見直しと具体的な取組設定)</p>					

7 月	(いじめ対策委員会) ・これまでの取組と 反省	全校遊び（リーダー育成 触れ合い 助け合い）
	(学校評議員会実施) ・授業参観 ・学校状況報告と 情報交換	・七夕集会
	(授業研究) ・授業改善 ・学習ルール	・ひまわり教室（夏休み前非行防止・ネットモラル）
	(夏休み前教育懇談会) ・保護者との情報交換等	・ <b>全校道徳・振り返り</b> （生活の見直しと具体的な取組設定）
	(学校評価実施) ・職員自己評価	二州へき複校児童交歓会3・4年
8 月	(校内研修) ・学校評価・職員自己 評価と今後の取組 ・いじめ等取組の反省 と今後の取組	・全校登校日3回 （夏休みの生活について情報収集）
	(授業研究) ・これまでの成果と 課題、今後の取組	○授業開始 ・夏休みの振り返りアンケート実施
9 月	(いじめ対策委員会) ・アンケート、教育相 談の結果・対応	全校遊び（リーダー育成 触れ合い 助け合い）
	(授業研究) ・今後の公開授業の計 画と重点指導につい て	・敦賀まつりの事前指導（全体指導） ・敦賀まつりの事後指導（学級で情報収集）
		・ <b>全校道徳・振り返り</b> （生活の見直しと具体的な取組設定）

<p>10 月</p>	<p>(いじめ対策委員会 対策サポート班) ・アンケート、教育相 談の結果・対応</p> <p>(授業研究) ・授業改善 ・学習ルール</p> <p>1学期末教育懇談会 ・情報交換等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケートの実施</li> <li>・アンケート実施後の教育相談</li> </ul> <p>全校遊び（リーダー育成 触れ合い 助け合い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校道徳・振り返り（生活の見直しと具体的な取組設定）</li> </ul>
<p>11 月</p>	<p>教育月間</p> <p>(人権教育) ・人権週間の取組に ついて</p> <p>(授業研究) ・授業改善・学習ルール</p> <p>(いじめ対策委員会) ・アンケート、教育相 談の結果・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書週間の取組 ○お話の会 ○家庭読書（親子で読書）</li> </ul> <p>赤崎っ子スクール・秋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表会、交流活動（地域の方との交流）</li> </ul> <p>全校遊び（リーダー育成 触れ合い 助け合い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子教室（親子の触れ合い）</li> <li>・全校委員会（生活の見直しと具体的な取組設定）</li> </ul>
<p>12 月</p>	<p>(冬休み前教育懇談会) ・人権に関する授業 ・情報交換等</p> <p>(学校評議委員会実施) ・授業参観 ・学校状況報告と情報 交換</p> <p>(学校評価実施) ・三者アンケート実施</p> <p>(いじめ対策委員会) ・取組の成果・課題 ・今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権集会</li> <li>・人権に関する授業（全学級）</li> <li>○図書館祭り</li> </ul> <p>全校遊び（リーダー育成 触れ合い 助け合い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活を振り返ってアンケート実施</li> <li>・全校道徳・振り返り（生活の見直しと具体的な取組設定）</li> </ul>



<p>1 月</p>	<p>(いじめ対策委員会) (サポート班会議) ・評価アンケートの 結果の把握と対応</p>	<p><b>なわとび大会練習</b> (縦割りなわとび)</p> <p>○感謝の集い</p> <p>・ <b>全校道徳・振り返り</b> (生活の見直しと具体的な取組設定)</p>
<p>2 月</p>	<p>(校内研修) ・学校評価の考察と 今後への取組 &lt;検討会&gt;</p> <p>(PTA総会) ・情報交換等</p> <p>(いじめ対策委員会) ・アンケート、教育相 談の結果・対応</p>	<p><b>なわとび大会練習</b> (縦割りなわとび)</p> <p>・ <b>なわとび大会</b> (縦割り活動：心を一つに 励まし 協力)</p> <p style="text-align: center;"><b>赤崎っ子スクール・冬</b></p> <p>・ <b>見守り感謝の集い・卒業生を送る会</b> (感謝する心 責任と自覚)</p> <p>・ <b>全校道徳・振り返り</b> (生活の見直しと具体的な取組設定)</p>
<p>3 月</p>	<p>(学校評議委員会実施) ・授業参観 ・学校評価の結果報告 と意見交換</p> <p>(学校評価結果の公表等) ・保護者への公表 ・市教育委員会への報告</p> <p>(いじめ対策委員会) ・年度の振り返り ・次年度への計画と見 直し ↓ 職員会議で周知徹底</p>	<p>・ <b>卒業式</b> (感謝する心 新しい目標 責任と自覚)</p>